



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 告示

- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（旭若松連合会）
 [市民参画推進局市民協働課] 2638
- ▽地縁による団体の認可（原野自治会）
 [市民参画推進局市民協働課] 2638
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局垂水建設事務所] 2639
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局西建設事務所] 2641
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局西部建設事務所] 2642
- ▽港湾法により撤去及び保管した工作物等
 [港湾局みなと振興部神戸港管理事務所] 2643
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 水道筋3号線）
 [建設局道路部管理課] 2644

公 告

- ▽神戸港港湾計画の変更
 [港湾局計画部港湾計画課] 2645
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（エディオン御影店）
 [経済観光局経済政策課] 2646
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（エディオン大蔵谷店）
 [経済観光局経済政策課] 2647
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（藤原台地区センター エコール・リラ）
 [経済観光局経済政策課] 2649
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（神戸ハーバーランドセンタービル）
 [経済観光局経済政策課] 2652
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（パルティ） [経済観光局経済政策課] 2654
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第2項による届出（パルティ） [経済観光局経済政策課] 2656
- ▽大規模小売店舗立地法第8条第2項による意見書の提出及び縦覧（（仮称）神戸北区上津台商業施設） [経済観光局経済政策課] 2657

- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（課税システムの運用保守業務一式）
 [行財政局税務部税務課] 2659
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（課税システムの新長田合同庁舎移転にかかるシステム対応業務一式）
 [行財政局税務部税務課] 2660
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（課税システムの税込滞納システムサーバリプレースにかかるシステム対応業務一式）
 [行財政局税務部税務課] 2661
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（課税システムの認証基盤強化にかかるシステム対応業務一式）
 [行財政局税務部税務課] 2662
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（課税システム新長田合同庁舎への端末移設業務一式）
 [行財政局税務部税務課] 2662
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（税込滞納システムの運用保守業務一式）
 [行財政局税務部税務課] 2663
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（税込滞納システムの地方税共通納税システム対応業務一式）
 [行財政局税務部税務課] 2664
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（税込滞納システムの新長田合同庁舎移転にかかるシステム対応業務一式）
 [行財政局税務部税務課] 2665
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（税込滞納システムのサーバリプレース対応業務一式）
 [行財政局税務部税務課] 2665
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（税込滞納システム督促状のPDF化にかかるシステム対応業務一式）
 [行財政局税務部税務課] 2666
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（税込滞納システム新長田合同庁舎への端末移設業務一式）
 [行財政局税務部税務課] 2667
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（税込滞納システムの端末更新対応業務一式）
 [行財政局税務部税務課] 2668

- ▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結（鈴蘭公園改修工事（その3））
[行財政局財政部契約監理課] 2669
- ▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結（本山中町4丁目地区他污水管改築更新工事）
[行財政局財政部契約監理課] 2672
- ▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結（令和元年度ハーバーハイウェイ（摩耶地区）塗装塗替工事） [行財政局財政部契約監理課] 2675
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（図書館資料の運搬・回収・仕分け業務）
[行財政局財政部契約監理課] 2678
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市中学校給食ランチボックス購入）
[行財政局財政部契約監理課] 2681
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（庁舎電話設備の調達（その8））
[行財政局財政部契約監理課] 2685
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（神戸市役所各区役所電話ネットワーク構築に係るゲートウェイ導入）
[行財政局財政部契約監理課] 2686
- ▽開発行為に関する工事の完了（西区竜が丘2丁目） [都市局計画部指導課] 2687
- ▽開発行為に関する工事の完了（東灘区住吉山手2丁目） [都市局計画部指導課] 2687

水 道 局

- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止
[水道局事業部配水課] 2688
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定
[水道局事業部配水課] 2688
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（東灘（本山南町）配水管取替工事）
[水道局事業部配水課] 2689

交 通 局

- ▽総合評価落札方式一般競争入札による契約の締結（西神・山手線 新長田駅・名谷駅・西神中央駅 可動式ホーム柵の設計・施行・監理事業） [交通局高速鉄道部施設課] 2691

教 育 委 員 会

- ▽神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則
[教育委員会事務局学校経営支援課] 2696

告 示**神戸市告示第472号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 8 月 5 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

旭若松連合会

(2) 主たる事務所

神戸市長田区若松町 9 丁目 2 番 14 号

(3) 代表者の氏名

城本 直良

(4) 代表者の住所

神戸市長田区大橋町 8 丁目 6 番 19 号

2 変更があった事項及びその内容**(1) 平成18年 4 月 1 日に変更があった事項及びその内容****ア 代表者の氏名**

「松嶋 清一」を「石井 弘利」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市長田区若松町 10 丁目 4 番 6 号」を「神戸市長田区日吉町 5 丁目 6 番 2 号」に改める。

(2) 平成26年 4 月 1 日に変更があった事項及びその内容**ア 代表者の氏名**

「石井 弘利」を「城本 直良」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市長田区日吉町 5 丁目 6 番 2 号」を「神戸市長田区大橋町 8 丁目 6 番 19 号」に改める。

神戸市告示第475号

地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 8 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

原野自治会

2 規約に定める目的

本会は、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

1. 会員相互の親睦を図ること
2. 地域内の清掃、緑化の推進などの環境整備を図ること。
3. 本会の財産の維持管理を図ること。
4. 会員の福利、厚生等に関すること。
5. 生活改善、文化等に関すること。
6. 防火、防犯に関すること。
7. 行政への協力及び他団体との連絡調整に関すること。
8. その他本会の目的達成に必要なこと。

3 区域

神戸市北区山田町原野全域

4 主たる事務所

神戸市北区山田町原野字クノ木2番地におく。

5 代表者の氏名

中西 重昭

6 代表者の住所

神戸市北区山田町原野字札場21番地の3

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する。

11 認可年月日

令和元年8月5日

神戸市告示第476号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月20日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、

及び保管した自転車等の台数，撤去し，保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は，当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは，その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは，当該自転車等の所有権は，本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ，又は放置されていた場所	撤去し，及び保管した自転車等の台数	撤去し，及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 2台	令和1年7月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話 707-0234
	舞子駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和1年7月9日	
	舞子駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台	令和1年7月11日	
	舞子駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 2台		
	西舞子駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 2台	令和1年7月16日	
	舞子駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台	令和1年7月19日	
	舞子駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 2台		

西舞子駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2 台 0 台	
垂水駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2 台 0 台	令和1年7月22日
舞子駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 1 台	
西舞子駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	
垂水駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 1 台	令和1年7月25日
舞子駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2 台 1 台	
垂水駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3 台 1 台	令和1年7月29日
舞子駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3 台 0 台	
垂水区管内長期放置	自転車 原動機付自転車	0 台 1 台	令和1年7月19日
垂水区管内長期放置	自転車 原動機付自転車	7 台 0 台	令和1年7月29日

神戸市告示第477号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

- (1) 西神保管所及び学園都市保管所

(ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台	令和元年7月8日	西区玉津町今津字宮の西333番の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台	令和元年7月23日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 3台	令和元年7月5日	
		自転車 2台	令和元年7月18日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺 自転車駐輪場内長期放置	自転車 2台	令和元年7月26日	
	伊川谷駅周辺 自転車駐輪場内長期放置	自転車 3台		

神戸市告示第478号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月20日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないと

きは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管および 返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去及び保管した 自転車等の台数		撤去及び保管した 年月日	問い合わせ先
		自転車	原動機付自転車		
長田区駒栄町2丁目1番 西部保管所	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	45台	令和1年7月9日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石 1番地の1 建設局西部建設事務所 電話 742-2424
	長田区管内長期放置	自転車	1台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	22台	令和1年7月10日	
	長田区管内長期放置	原動機付自転車	2台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	板宿駅(南)周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	16台	令和1年7月16日	
	長田区駒栄町2丁目1番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	1台	
長田区管内長期放置		原動機付自転車	1台		
須磨区須磨浦通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	11台	令和1年7月18日	
長田区駒栄町2丁目1番 西部保管所	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	48台	令和1年7月23日	
	長田区管内長期放置	自転車	33台		
須磨区中落合2丁目1番 名谷保管所	名谷駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	11台	令和1年7月24日	
	須磨区管内長期放置	原動機付自転車	2台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	17台	令和1年7月25日	
	長田区管内長期放置	原動機付自転車	1台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	板宿駅(南・北)周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	15台	令和1年7月30日	
		原動機付自転車	21台		

神戸市告示第479号

神戸市港湾施設条例(昭和48年4月1日条例13号)(以下、「条例」という。)第2条に定める神戸港港湾施設において、条例19条に規定する市長の許可を得ずに駐車し物件を放置する禁止行為があったため、港湾法(昭和25年法律218号)第56条の4第1項に基づく監督処分を行う。当該監督処分に係る措置を命ずべき者(以下、「所有者等」という。)を確知することができないため、港湾法第56条の4第2項に基づき次のとおり告示する。

令和元年8月20日

神戸市長 久元喜造

1 講ずべき措置の内容

別表 1 の掲げる保管した工作物等の撤去

2 保管期限

この告示の日から 3 箇月間

(その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときに限る。)

3 港湾管理者による監督処分

所有者等が、当該措置を講じないときは、港湾法第 56 条の 4 第 2 項の規定により、港湾管理者またはその命じたもの若しくは委任した者が当該措置を行う。その場合、同条第 5 項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充て、同条第 8 項の規定により、撤去、保管、売却、その他の措置に要した費用は当該所有者等から徴収する。

4 返還手続き

当該物件の鍵など、その他所有者等であることを証する物を提示しなければならない。また、保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を神戸市港湾局神戸港管理事務所に提出すること。

5 その他

この告示の日から起算して 6 箇月を経過してもなお当該物件（この告示の日から 3 箇月を経過してもなお返還できない場合において、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するため当該物件を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該物件の所有権は本市に帰属する。

6 問い合わせ先

神戸市港湾局神戸港管理事務所（ポートアイランドビル 6 階）

電話 078-304-2502

別表 1

管理番号	保管した工作物等の名称、種類、形状及び数量				
	自動車登録番号等	車種	車体色	形状	数量
1826	神戸41に 6182	ミラ・ウォーク スルーバン	黒	バン型	1

*管理番号は、みなと総局神戸港管理事務所が整理の必要上、付した番号です。

神戸市告示第 480 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第 2 項の規定により、令和元年 8 月 21 日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、令和元年 9 月 3 日まで一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 20 日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	水道筋 3 号 線	神戸市灘区倉石通 5 丁目 1 番 1 地先から	新	58.30	最大 4.40 最小 4.40
		神戸市灘区水道筋 5 丁目 3 番 27 地先まで	旧	58.30	最大 4.20 最小 4.10

公 告

神戸市公告第509号

神戸港港湾計画について、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第7項の規定による通知を受けましたので、同条第9項の規定によりその概要を次のとおり公告します。

令和元年 8 月 2 日

神戸港港湾管理者 神 戸 市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 神戸港港湾計画の変更に関する事項

神戸港港湾計画の変更に関する事項は、次のとおりです。

(1) 公共埠頭計画

地区名	水深 (m)	バース数	延長 (m)	埠頭用地 (ha)	備考
ポートアイランド (第2期) 地区	16	1	400	35	コンテナ船用
	15	1	350		コンテナ船用
	12	3	700		コンテナ船用

(2) 土地利用計画

地区名	土地利用面積 (ha)	備考
ポートアイランド (第2期) 地区	119	埠頭用地
	87	港湾関連用地
	42	工業用地
	54	都市機能用地
	15	交通機能用地
	73	緑地

(3) 効率的な運営を特に促進する区域

地区名	水深 (m)	バース数	延長 (m)	埠頭用地 (ha)	備考
ポートアイランド (第2期) 地区	16	4	1,550	114	コンテナ船用
	15	4	1,400		コンテナ船用
	12	3	700		コンテナ船用

(4) 臨海部物流拠点の形成を図る区域

地区名	水深 (m)	バース数	延長 (m)	埠頭用地 (ha)	港湾関連用地 (ha)	交通機能用地 (ha)	備考
ポートアイランド (第2期) 地区	16	4	1,550	115	51	1	コンテナ船用
	15	4	1,400				コンテナ船用
	12	3	700				コンテナ船用
	7.5	1	130				

(5) 効率的な流通業務を特に促進する区域

ポートアイランド (第2期) 地区において、効率的な流通業務を特に促進する区域を変更する。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号
神戸市港湾局計画部港湾計画課

神戸市公告第510号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年8月5日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和元年8月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン御影店
神戸市東灘区御影本町4丁目619番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

ミドリ御影店

(変更後)

エディオン御影店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	兵庫県尼崎市潮江1丁目1番50号	代表取締役 梅原 正幸

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町2丁目1番18号	代表取締役 久保 允誉

3 変更の年月日

平成22年10月1日

4 変更する理由

グループ企業再編に伴う吸収合併による変更のため

5 届出年月日

平成31年4月26日

6 縦覧期間

令和元年8月5日から令和元年12月4日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1-12

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第511号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団

体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年8月5日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和元年8月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン大蔵谷店

神戸市西区伊川谷町有瀬字峪ノ谷611-1 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

ミドリ大蔵谷店

(変更後)

エディオン大蔵谷店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	兵庫県尼崎市潮江1丁目1番50号	代表取締役 木谷 雅彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町2丁目1番18号	代表取締役 久保 允誉

3 変更の年月日

平成22年10月1日

4 変更する理由

グループ企業再編に伴う吸収合併による変更のため

5 届出年月日

平成31年4月26日

6 縦覧期間

令和元年8月5日から令和元年12月4日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1-12

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第512号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年8月5日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和元年8月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

藤原台地区センター エコール・リラ
神戸市北区藤原台中町1丁目2番2号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
イオンリテールストア株式会社	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	代表取締役 岡崎 双一
有限会社山田耕司商店	神戸市北区有野台2丁目1	代表取締役 山田 耕司
株式会社二楽園	神戸市東灘区岡本1丁目2番17号	代表取締役 奥谷 信秀
株式会社アバンティブックセンター	大阪市西成区花園南1丁目3番22号	代表取締役 乾 秀隆
株式会社三城	東京都港区港南4丁目1番8号	代表取締役 澤田 将広
株式会社なゆた	神戸市中央区相生町4丁目8-13サンパレス1階	代表取締役 坂野 紀子
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	組合長理事

		本田 英一
I T X株式会社	東京都港区芝浦4丁目13番23号	代表取締役 荻原 正也
株式会社フェイス	神戸市中央区磯辺通4丁目2番26号	代表取締役 佐々木 勉
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東9番地1	代表取締役 松本 清雄
株式会社ピーチクラブ	堺市中区小阪270番地	代表取締役 納谷 計男
チェックローズ株式会社	大阪府豊中市城山1丁目6番22号	代表取締役 山本 圭介
株式会社近商ストア	大阪府松原市上田3丁目8番28号	代表取締役 中井 潔
株式会社青木洋裁研究所	兵庫県西宮市越水町2番6号	代表取締役 青木 清治
株式会社カシゲン	兵庫県淡路市郡家237番地の3	代表取締役 柏木 建樹
有限会社コウベグロサーズ	神戸市中央区中山手通2丁目19番2号	代表取締役 小島 宏昭
有限会社モリナカ	神戸市灘区日尾町3丁目1番26号	代表取締役 森中 広文
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社コーベヤ	兵庫県三木市末広2丁目4番8号	代表取締役 井上 満
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里1丁目7番7号	代表取締役 白土 孝
株式会社キャンドゥ	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 城戸 一弥
株式会社手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津448番地の1	代表取締役 畑 陽介
株式会社デュウ	京都府木津川市相楽台5丁目8番地2	代表取締役 浦井 俊宏
株式会社マルコポーロ	大阪市中央区久太郎町1丁目8番9号	代表取締役 西 啓文
他4名		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
イオンリテールストア株式会社	千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1	代表取締役 井出 武美
株式会社なゆた	神戸市中央区相生町4丁目8-13サンパレス1階	代表取締役 坂野 紀子
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	組合長理事 木田 克也
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東9番地1	代表取締役 大田 貴雄
株式会社カロ	大阪府中央区大手前1丁目7番31号	代表取締役 宇澤 信夫
株式会社マルコポーロ	大阪府中央区久太郎町1丁目8番9号	代表取締役 西 啓文
株式会社ピーチクラブ	堺市中区小阪270番地	代表取締役 納谷 計男
チェックローズ株式会社	大阪府豊中市城山1丁目6番22号	代表取締役 山本 圭介
株式会社青木洋裁研究所	兵庫県西宮市越水町2番6号	代表取締役 青木 清治
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	代表取締役 澤田 将広
株式会社デュウ	京都府木津川市相楽台5丁目8番地2	代表取締役 塔筋 誠
株式会社新生堂	神戸市東灘区住吉南町4-1-22	代表取締役 江田 善一
有限会社モリナカ	神戸市灘区日尾町3丁目1番26号	代表取締役 森中 広文
株式会社二楽園	神戸市東灘区岡本1丁目2番17号	代表取締役 奥谷 信秀
株式会社手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津448番地の1	代表取締役 畑 陽介
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二
萬理産業株式会社	神戸市灘区深田町4-1-1 ウェルブ	代表取締役

	六甲道 2 番街 2 階	尾上 博紀
東京ブックセンター開発株式会社	東京都八王子市八日町 1 番 11 号	代表取締役 熊沢 真
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号	代表取締役 野口 実
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 1 丁目 7 番 7 号	代表取締役 白土 孝
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番の 1	代表取締役 江尻 義久
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町 2 丁目 1 番 18 号	代表取締役 久保 允誉
他 3 名		

3 変更の年月日及び変更した理由

平成 31 年 3 月 20 日 入店等のため。

4 届出年月日

平成 31 年 4 月 26 日

5 縦覧期間

令和元年 8 月 5 日から令和元年 12 月 4 日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号

三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第 513 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定が準用する同法第 5 条第 3 項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年 8 月 5 日から 4 月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和元年 8 月 5 日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神戸ハーバーランドセンタービル
神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
合同会社ハーバートラスト	東京都台東区東上野4丁目1番18号	代表社員 大倉 英一
神戸ハーバーランド株式会社	神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号	代表取締役 松添 雄介

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
合同会社ハーバートラスト	東京都中央区日本橋小網町6番1号	代表社員 藤井 理彦
神戸ハーバーランド株式会社	神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号	代表取締役 原田 比呂志

- (2) 大規模小売店舗において小売業者を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
有限会社神戸商業開発研究所	神戸市中央区栄町通2丁目4番13号 神栄ビル6階	代表取締役 高見 貞幸
株式会社エーアイディー	横浜市港北区新横浜2丁目12番2号 明友ビル1F	代表取締役 加藤 弓典
株式会社しまむら	さいたま市北区三谷原町2丁目19-4	代表取締役 野中 正人

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社神戸物産	兵庫県加古郡稲美町中一色883番地	代表取締役 沼田 博和
株式会社エーアイディー	横浜市港北区新横浜2丁目7番19号	代表取締役

	竹生第2ビル2階	加藤 弓典
有限会社神戸商業開発研究所	神戸市中央区栄町通2丁目4番13号神栄ビル6階	代表取締役 高見 貞幸
株式会社しまむら	さいたま市北区宮原町2丁目19-4	代表取締役 北島 常好
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番1号	代表取締役 大村 禎史
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二

3 変更する年月日

2(1)については、合同会社ハーバートラストは平成27年7月1日及び平成30年7月18日、神戸ハーバーランド株式会社は平成29年5月31日。

2(2)については、株式会社神戸物産は平成27年8月6日、株式会社エーアイディーは平成29年4月1日、株式会社しまむらは平成27年2月2日及び平成30年2月21日、株式会社西松屋チェーンは平成30年10月4日、株式会社大創産業は平成31年4月13日。

4 変更する理由

2(1)については、合同会社ハーバートラストは住所変更及び代表者変更のため。神戸ハーバーランド株式会社は代表者変更のため。

2(2)については、株式会社神戸物産、株式会社西松屋チェーン及び株式会社大創産業は新規出店のため。株式会社エーアイディーは住所変更のため。株式会社しまむらは住所錯誤及び代表者変更のため。

4 届出年月日

令和元年5月22日

5 縦覧期間

令和元年8月5日から令和元年12月4日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第514号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団

体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年8月5日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和元年8月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パルティ

神戸市西区美賀多台9丁目2-2

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
神戸交通振興株式会社	神戸市長田区松野通1丁目2番1号 新長田地下鉄ビル	代表取締役 采女 清統

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
神戸交通振興株式会社	神戸市長田区松野通1丁目2番1号 新長田地下鉄ビル	代表取締役 梶川 龍彦

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コクミン	大阪市住之江区粉浜1丁目12番48号	代表取締役 絹巻 秀展
株式会社森脇興産	神戸市西区池上2丁目26番1号	代表取締役 森脇 勇輔
株式会社手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津448番1号	代表取締役 畑 陽介
株式会社シー・アンド・エス	神戸市兵庫区今出在家1丁目2番4号	代表取締役 榎本 伸二
有限会社山陽ペットガーデン	神戸市西区上新地3丁目8番3号	代表取締役 妻鹿 亮輔

川瀬食品株式会社	兵庫県明石市大蔵谷清水650番1号 タニザキビル2階	代表取締役 川瀬 仁志
----------	-------------------------------	----------------

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社G-7ホールディングス	神戸市須磨区弥栄台3丁目1番6号	代表取締役 金田 達三
株式会社手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津448番1号	代表取締役 畑 陽介
株式会社シー・アンド・エス	神戸市兵庫区今出在家1丁目2番4号	代表取締役 榎本 伸二
株式会社G-7スーパーマーケット	神戸市須磨区弥栄台4丁目8番1号	代表取締役 中藤 務
株式会社ガーデンパバ	神戸市西区池上2丁目26番1号	代表取締役 森脇 勇輔

3 変更の年月日

2(1)については、平成31年4月1日

2(2)については、平成31年4月30日

4 変更する理由

2(1)については、代表者の変更のため

2(2)については、退店等のため

5 届出年月日

令和元年7月19日

6 縦覧期間

令和元年8月5日から令和元年12月4日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6-1-12

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第515号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動

を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年8月5日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和元年8月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パルティ

神戸市西区美賀多台9丁目2-2

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻
午前7時	午後9時

(変更後)

開店時刻	閉店時刻
午前7時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後10時まで

(変更後) 午前6時から午前1時まで

3 変更する年月日

令和元年8月5日

4 変更する理由

営業計画の変更のため。

5 届出年月日

令和元年7月19日

6 縦覧期間

令和元年8月5日から令和元年12月4日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6-1-12

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第516号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があ

ったので、同法第8条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該意見書を次のとおり縦覧に供します。

令和元年8月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 神戸北区上津台商業施設

所在地 神戸市北区上津台1丁目18 他

2 提出された意見書の数

2通

3 提出された意見の概要

(1) 神戸市北区上津台1丁目自治会から提出された意見書

当該施設の开店により、生活道路である当該施設東側の市道上津台環状線と住宅区域内の交通安全確保を住民の多くが懸念している。当該施設と建設的な共存共栄を願うものであるが、地域住民、特にこどもの交通安全を確立することが最優先である。

上津台には県下有数の大規模商業施設があり、バーゲン時には激しい交通渋滞も起こっている。当該施設の开店で、幹線道路や当該施設付近が更に混雑し、住民の生活に支障が出ることは避けられないと考えている。

①小中学生の通学事故を懸念している(当該施設東側道路)。

上津台1丁目からは約120名の小学生が、当該施設への来店経路となる信号交差点を横断し、長野橋方面に通学している。そのため当該施設東側出入口での通学事故を懸念する声が多く上がっている。

また、バス通学を行う北神戸中学生がバス停で降車し、来店経路の信号交差点または長野橋方面に帰宅することから、駐車場出入口および歩道の安全確保を十分に講じること。

②主要生活道路への交差点での渋滞・接触事故等により、住宅への進入が困難になる。

上津台1丁目住民にとって、店舗北東部交差点は、イオンへの買い物、鹿の子台方面から帰宅する際に出入りする生活道路への重要な交差点となっている。交差点へ右折進入するには、片側1車線の市道上津台環状線上の当該施設出入口付近で一旦停止する。その結果、当該施設利用者が多くなる売出日には、駐車場への入出庫車両と右折のため一旦停止する車両、上津台に向かう直進車両によって渋滞することが予測され、また接触事故の発生などにより住宅地への進入が困難になると考えられる。そのため、当該交差点での安全走行確保対策を講じること。

③住宅区域内の通行車両の増加で、スピード走行による交通事故を懸念している。

当該施設東側出入口から南方向に出庫する車両が、信号交差点での混雑時には近道を目的に住宅区域内に進入し、速度を上げて幹線道路に抜けることが予想される。その結果、住宅区域内の車両が増加し、事故遭遇のリスクが増加する。また、その抜け道は1丁目唯一の公園横を通行するため、公園で遊ぶ幼児、こどもの交通事故を心配する保護者から、速度規制(ゾーン30等)を要望する声が多数寄せられていることから、住宅区域内の速度規制(ゾーン30等)を行うこと。

④住宅区域内の道路事情のため、上津台1丁目住宅区域内の速度規制が必要である。

住宅区域内では宅地より道路が低く、歩道なしの幅員5メートル内に電柱もあり、交差点には死角も多いことから事故防止の観点からも速度を落とす徐行運転が必須であり、自治会でも注意を呼びかけている。

(2) 上津台自治会協議会から提出された意見書

住宅地のメインの出入口になる交差点に店舗が建設されることになり、週末にセールチラシを発行する販売方法のため、近隣に大型商業施設を抱える上津台では交通状況の悪化が住民生活に影響を与えることは明白である。

店舗出入口も住宅地側に設置される計画であり、信号交差点から住宅地に入る車と店舗へ向かうために右折する車両による渋滞は避けられない。現在でも住宅地から市道長尾線へ出る際には右折レーンを越えることもある状況で、市道上津台環状線から店舗へ出入りを行う場合は、大型商業施設へ向かう上り坂の右折レーン最後尾と、市道長尾線への左折や大型商業施設へ向かう直進車両の最後尾と、1丁目住宅地への進入道路と店舗出入口が混在することになる。渋滞を回避しようと1丁目住宅地内への車両の進入も増加することとなり、現在でも事故が発生する危険箇所であると住民は認識しており、交通面の更なる環境悪化は避けられない。

神戸市内でも1、2を争う大規模な小学校である長尾小学校を抱える地域としては、子ども達の安全を第一に考えている。

事業者として地域に与える影響や現状を把握し、警察や行政と協議を行った上で住民が納得する交通対策を講じること。

4 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6-1-12

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

5 縦覧期間

令和元年8月5日から令和元年9月4日まで

神戸市公告第519号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和元年8月7日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

課税システムの運用保守業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局税務部税務課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 神戸支店
神戸支店長 本田正昭
神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
187,484,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第520号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和元年8月7日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
課税システムの新長田合同庁舎移転にかかるシステム対応業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局税務部税務課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 神戸支店
神戸支店長 本田正昭
神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
11,612,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第521号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 8 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

課税システムの税収滞納システムサーバリプレースにかかるシステム対応業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局税務部税務課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 神戸支店

神戸支店長 本田正昭

神戸市中央区雲井通7丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

18,921,600円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第522号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 8 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
課税システムの認証基盤強化にかかるシステム対応業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局税務部税務課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 神戸支店
神戸支店長 本田正昭
神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
15,523,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第523号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 8 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
課税システム新長田合同庁舎への端末移設業務一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局税務部税務課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 神戸支店
神戸支店長 本田正昭
神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
3,693,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第524号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和元年8月7日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税込滞納システムの運用保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局税務部税務課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 神戸支社
支社長 中垣内 潤 一
神戸市中央区東町126番地

5 随意契約に係る契約金額

105, 556, 440円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第 4 項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第525号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第 12 条及び神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）第 27 条の 12 の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 8 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

税収滞納システムの地方税共通納税システム対応業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局税務部税務課

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成 31 年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 神戸支社

支社長 中垣内 潤 一

神戸市中央区東町 126 番地

5 随意契約に係る契約金額

26, 872, 560円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第 4 項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支

障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第526号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 8月7日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税収滞納システムの新長田合同庁舎移転にかかるシステム対応業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局主税部税制課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年 7月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 神戸支社
支社長 中垣内 潤 一
神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
36,780,480円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第527号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和元年8月7日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税込滞納システムのサーバリプレイス対応業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局税務部税務課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 神戸支社
支社長 中垣内 潤 一
神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
190,745,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第528号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和元年8月7日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税込滞納システム督促状のPDF化にかかるシステム対応業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局税務部税務課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 神戸支社
支社長 中垣内 潤 一
神戸市中央区東町126番地

5 随意契約に係る契約金額

7,983,360円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第529号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 8 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

税込滞納システム新長田合同庁舎への端末移設業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局税務部税務課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 神戸支社
支社長 中垣内 潤 一
神戸市中央区東町126番地

5 随意契約に係る契約金額

3,413,880円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第530号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 8 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

税込滞納システムの端末更新対応業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局税務部税務課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 神戸支社

支社長 中垣内 潤 一

神戸市中央区東町126番地

5 随意契約に係る契約金額

21,902,400円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第531号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和元年 8月 7日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	鈴蘭公園改修工事（その3）
工事場所	神戸市北区南五葉5丁目1
完成期限	令和2年3月31日
工事概要	小型重力式擁壁工1式，硬質塩化ビニール管布設工418m，照明工9基，簡易アスファルト舗装工638㎡，スライダー工1基，複合遊具工1基，健康遊具工6基，手すり工1式，シェルター工1基他
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は，簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し，開札後に入札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	造園工事業に係る建設業の許可 ただし，下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は，特定建設業許可を要します。
等級	造園一般A ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<ol style="list-style-type: none"> (1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局財政部契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお，工事实績がない場合については，65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査

	<p>に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※ なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	--

3 総合評価に関する事項

評価基準	<p>評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書等による。</p>
評価の方法	<p>評価は、標準点（100点）に入札者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除いた価格。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。</p> <p>評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）</p>

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎3号館3階 契約監理課（電話番号 078-322-5146・7）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札参加資格の審査の申請方法

提出期間	<p>令和元年8月7日（水）～8月27日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 土曜、日曜、祝日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時） ※ 紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。 ※ 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	契約監理課

7 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和元年8月28日（水）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和元年8月29日（木）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。</p>

8 技術資料提出の日時及び方法

日 時	第1日目 令和元年8月28日（水）午前9時～正午，午後1時～午後5時 第2日目 令和元年8月29日（木）午前9時～正午，午後1時～午後3時
方 法	契約監理課への持参による。

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和元年8月30日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和元年9月6日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ，最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり，技術評価点が標準点（100点）以上である入札者のうち，評価値の最も高い者を落札候補者とする。

11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。）第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第532号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和元年8月7日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	本山中町4丁目地区他污水管改築更新工事
工事場所	神戸市東灘区本山中町4丁目 他
完成期限	令和2年3月31日 ただし、予算繰越の上は令和2年6月15日
工事概要	管きよ更生工φ200-4.79m, φ250-847.97m, 開削工 L=1.72m
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し、開札後に入札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	平成30・31年度神戸市競争入札参加資格において「管更生」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で、当該工事の全ての本管径に対応するいずれかの工法の使用が可能であること。また、配置予定技術者については、次の①及び②に該当する技術者とする。</p> <p>① 上記工法に関する施工監理技術の研修又は講習を修了した者。</p> <p>② 下水道管路更生管理技士（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）、下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）又は、下水道管きよ更生施工管理技士（一般社団法人 日本管更生技術協会）の資格を有する者。</p> <p>(4) 神戸市行財政局財政部契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <p>・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査</p>

	<p>に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(5) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※ なお、(4)(5)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(2)(4)(5)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	--

3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	<p>評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。</p> <p>評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）</p>

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎3号館3階
契約監理課（電話番号 078-322-5146・7）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和元年8月7日（水）～8月27日（火） ※ 土曜、日曜、祝日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

7 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和元年8月28日（水）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和元年8月29日（木）午前9時～午後3時</p>
-----	---

方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。
-----	--

8 技術資料提出の日時及び方法

日 時	第1日目 令和元年8月28日（水）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和元年8月29日（木）午前9時～正午、午後1時～午後3時
方 法	契約監理課への持参による。

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和元年8月30日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和元年9月6日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点（100点）以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。）第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

(1)	当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
-----	--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第533号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和元年8月7日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	令和元年度ハーバーハイウェイ（摩耶地区）塗装塗替工事
工事場所	神戸市灘区摩耶埠頭
完成期限	令和2年3月31日
工事概要	塗装塗替工18,874㎡
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し、開札後に入札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	塗装工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	平成30・31年度神戸市競争入札参加資格において「塗装」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
施工実績	鋼橋において、1塗替面積5,000㎡以上の塗替工事を、平成16年以降に元請として完成させた施工実績があること。ただし、現在施工中に係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。
その他	(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (2) 神戸市行財政局財政部契約監理課（以下「契約監理課」という。）

	<p>発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※ なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	--

3 総合評価に関する事項

評価基準	<p>評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。</p>
評価の方法	<p>評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。</p> <p>評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）</p>

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎3号館3階 契約監理課（電話番号 078-322-5146・7）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	<p>令和元年8月7日（水）～8月27日（火）</p> <p>※ 土曜、日曜、祝日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	<p>契約監理課</p>

7 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和元年8月28日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和元年8月29日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

8 技術資料提出の日時及び方法

日 時	第1日目 令和元年8月28日（水）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和元年8月29日（木）午前9時～正午、午後1時～午後3時
方 法	契約監理課への持参による。

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和元年8月30日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和元年9月6日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点（100点）以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。）第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。

- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---
- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第534号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年8月7日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称
 図書館資料の運搬・回収・仕分け業務
- (2) 履行場所
 神戸市立図書館及び関連施設
- (3) 履行期間
 令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- (4) 業務の概要
 入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成30年度及び平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格又は平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生

計画認可の決定がされている者を除く。)でないこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和元年8月27日（火）まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和元年8月27日（火）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和元年8月28日（水）まで

電子入札システムの稼働時間内（土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、押印が必要なもの、添付書類の電子データの容量が合計で1MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和元年8月29日（木）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和元年9月9日(月) 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和元年9月10日(火) 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和元年9月10日(火) 午前10時まで(郵便による入札については、令和元年9月9日(月) 午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。)

イ 提出場所

神戸市行財政局財政部契約監理課(電話番号 078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時等

(1) 開札日時

令和元年9月10日(火) 午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局財政部契約監理課(電話番号 078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、1～5号、8～10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「協同組合」という。)とその組合員の

関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の108分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局財政部契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和元年8月29日（木）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局財政部契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 Summary

(1) Contract Content : Transportation, collect, assortment of the library document.

(2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. August 29, 2019.

(3) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. September 4, 2019.

(4) Applicants can obtain bid application forms at the Contract Administration Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, City of Kobe, 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

TEL 078-322-5159

神戸市公告第535号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年8月7日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 物品の名称

神戸市中学校給食ランチボックス購入

(2) 数量

18,250個

(3) 納入場所

健康教育課及び市内もしくは近隣市の本市が指定した各調理委託業者の調理場等

(4) 納入期限

令和2年3月31日まで

(5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成30年度及び平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格又は平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和元年8月28日（水）まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和元年8月28日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和元年8月29日（木）まで

電子入札システムの稼動時間内（土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、押印が必要なもの、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和元年8月30日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和元年9月30日（月） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和元年10月1日（火） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和元年10月1日（火）午前10時まで（郵便による入札については、令和元年9月30日（月）午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

イ 提出場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時等

(1) 開札日時

令和元年10月1日(火)午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局財政部契約監理課(電話番号 078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、1～5号、8～10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「協同組合」という。)とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札(該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加

する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局財政部契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和元年8月30日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局財政部契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 Summary

- (1) Contract Content : Junior high school lunch boxes
- (2) Quantity : 18,250sets
- (3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. August 30, 2019.
- (4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. October 1, 2019.
- (5) Applicants can obtain bid application forms at the Contract Administration Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, City of Kobe, 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.
TEL 078-322-5159

神戸市公告第536号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和元年8月7日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る物品の名称及び調達の種類
庁舎電話設備の調達（その8）
- 2 数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局財政部契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 随意契約の相手方を決定した日
令和元年7月17日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 神戸支社
神戸支社長 中垣内 潤一
神戸市中央区東町126番地
- 6 随意契約に係る契約金額

36,095,760円

7 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

8 随意契約による理由

本件は、本庁舎移転に伴い必要となる仮庁舎用の電話機器を調達するものである。仮庁舎の電話機器は、本庁舎で利用している電話機器の機能を維持する必要があるため、既に設置している本庁舎の電話交換機に機器の追加や設定の変更が必要となる。したがって、本調達では本市独自のシステム・ソフトウェア構築を熟知していることが不可欠であり、当該設備の製造・施工者である上記業者以外では、知識やノウハウがなく、部品・材料の入手において調達・設定できない。

神戸市公告第537号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和元年8月7日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る物品の名称及び調達の種類

神戸市役所各区役所電話ネットワーク構築に係るゲートウェイ導入

2 数量

一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局財政部契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 随意契約の相手方を決定した日

令和元年7月18日

5 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 神戸支社

神戸支社長 中垣内 潤一

神戸市中央区東町126番地

6 随意契約に係る契約金額

27,626,400円

7 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

8 随意契約による理由

本件は、税部門の新長田合同庁舎移転に伴い本庁舎、区役所との間に新たな電話ネットワーク構築のためにはゲートウェイ設備を導入する必要がある。導入にあたっては新長田合同庁舎と各区役所の電話交換機及び本庁 SIP サーバにおける設定変更や試験調整が必要となり、本市独自のシステム・ソフトウェア構築を熟知していることが不可欠であり、当該設備の製造・施工者である上記業者以外では、知識やノウハウがなく、機器の調達・設定ができない。

神戸市公告第540号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和元年 8 月 20 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区竜が岡 2 丁目 3 番 9, 3 番 10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区竜が岡 3 丁目 1 番地の 1
大谷 武邦
- 3 許可番号
平成30年12月11日 第6924号

神戸市公告第541号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和元年 8 月 20 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市東灘区住吉山手 2 丁目 1725 番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿 1 丁目 26 番 2 号
野村不動産株式会社
代表取締役 宮嶋 誠一
上記代理人
大阪市西区阿波座 1 丁目 4 番 4 号
野村不動産株式会社 西日本支社
住宅事業推進部長 吉村 敦
- 3 許可番号

平成 30 年 10 月 15 日 第 6910 号

水 道 局

神戸市水道告示第 9 号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年 3 月水道管理規程第 10 号）第 7 条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10 条の規定により告示する。

令和元年 8 月 20 日

神戸市水道事業管理者 広 瀬 朋 義

事 業 者			事 業 所		廃止年月日
氏名又は名称	所 在 地	代表者	名 称	所 在 地	
あさの電気商会	神戸市中央区下山手通 9 丁目 5 - 6	梶田 佳宏	あさの電気商会	神戸市中央区下山手通 9 丁目 5 - 6	令和元年 7 月 31 日
三建設備工業株式会社	東京都中央区新川一丁目 17 番 21 号	松井 栄一	三建設備工業株式会社 神戸営業所	神戸市中央区中町通 2 - 3 - 2 神戸駅前ツインビル	令和元年 6 月 30 日

神戸市水道告示第 10 号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年 3 月水道管理規程第 10 号）第 5 条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により告示する。

令和元年 8 月 20 日

神戸市水道事業管理者 広 瀬 朋 義

事 業 者			事 業 所		指定年月日
氏名又は名称	所 在 地	代表者	名 称	所 在 地	
株式会社 K's Corporation	大阪市東淀川区東中島一丁目 17 番 18 号	北村 仁	株式会社 K's Corporation	大阪市東淀川区東中島一丁目 17 番 18 号	令和元年 7 月 31 日
水道救急サービス	大阪市中央区日本橋 1 - 14 - 13 - 4F	津田 智之	水道救急サービス	大阪市中央区日本橋 1 - 14 - 13 - 4F	令和元年 7 月 31 日
住田 浩和	大東市深野 4 丁目 16 番 60 号	住田 浩和	住田 浩和	大東市深野 4 丁目 16 番 60 号	令和元年 7 月 31 日

神戸市水道公告第40号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和元年 8 月 20 日

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋 義

1 入札に付する事項

工 事 名	東灘（本山南町）配水管取替工事
工事場所	神戸市東灘区本山南町1・6・7丁目 本庄町3丁目
完成期限	令和3年2月26日
工事概要	布設：φ75（給水）－19.7m， φ75－18.3m， φ100－1613.0m， φ100（鋼管）－10.2m， φ150－10.0m， 水管橋架設－1橋 撤去：φ75（給水）－19.7m， φ75－16.0m， φ100－11.3m， φ150－1603.7m， φ150（鋼管）－5.2m， 水管橋撤去－1橋
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
平成30・31年度 神戸市競争入札 参加資格の点数	土木一般の総合点数が1080点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局財政部契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を

	<p>満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	--

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎3号館3階
神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和元年8月21日（水）～9月3日（火） 土曜、日曜、祝日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和元年9月4日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和元年9月5日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和元年9月6日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免

除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

交 通 局

神戸市交通公告第30号

総合評価落札方式一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和元年 8 月 2 日

神戸市交通事業管理者 岸 田 泰 幸

1 入札に付する事項

委 託 名	西神・山手線 新長田駅・名谷駅・西神中央駅 可動式ホーム柵の設計・施工・監理事業
業 務 内 容	西神・山手線 新長田駅・名谷駅・西神中央駅 可動式ホーム柵の設計・施工・監理事業
履 行 場 所	神戸市長田区松野通 1 丁目 2 - 1 (新長田駅) ほか 2 駅
履 行 期 間	事業契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 26 日までとする。 ただし、令和 3 年 3 月 1 日までに、各駅にて、機器の運用操作が可能となるように整備のこと。

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局高速鉄道部施設課

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 (3 号館 3 階)

なお、令和元年 8 月 5 日以降、次の住所へ移転する。神戸市兵庫区御崎町 1 丁目 2 番 1 号

電 話 078-322-5968 (移転後, 078-984-0178)

F A X 078-322-6190 (移転後, 078-984-0207)

E-mail 7063_setsubi@office.city.kobe.lg.jp

HP http://www.city.kobe.lg.jp/life/access/transport/subway/sinnagata_homesaku.html

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において事業遂行能力等と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

4 競争入札参加資格

(1) 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、市の求める事業を遂行することができる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の企業により構成されるグループ又は、それらを有する単独の企業（以下「構成企業」という。）とする。

イ 入札参加者は、設計を行う企業（以下「設計企業」という。）、工事を行う企業（以下「施工企業」という。）及び工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という。）により構成されるものとする。

ウ 入札参加者は、参加表明及び参加資格確認申請に関する提出書類（以下「参加表明書等」という。）の提出時に構成企業について明らかにすることとする。

エ 入札参加者の構成企業の追加及び変更は原則不可とする。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。

(2) 入札参加者の共通参加資格要件

入札参加者の全ての構成企業は、可動式ホーム柵本体の製造・施工企業を除き、神戸市内に本店または支店・営業所を有することとし、次のいずれにも該当しない者とする。

ア 市の指名停止処分を受けている者（参加資格確認申請書の提出日から落札者の決定までの期間）。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは代理人として使用する者。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

オ 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

キ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者。

ク 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。

ケ 本事業に係る発注支援業務に関与する者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者。なお、発注支援業務に関与した者は、次のとおりである。

株式会社日建設計総合研究所

酒井正之法律事務所

(3) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務を担当する構成企業は、業務毎にそれぞれ次の要件を満たすものとする。

但し、①設計企業及び③工事監理企業については、施工企業から業務を再委託する、又は請け負わせる企業が要件を満たす場合でも構わないものとする。この場合、代表企業は、必ず施工企業が務めることとするとともに、入札説明書とともに公表した事業契約書（案）については、乙を施工企業と読み替える旨、及び同（案）第6条に関し、設計企業は設計業務につき、工事監理企業は工事監理業務につき、それぞれ施工企業とともに市に対する連帯責任を負う旨変更する等所要の変更を加えたうえで、市と代表企業及びすべての構成企業との間で取り交わすこととする。

ア 設計企業

a 平成30・31年度神戸市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。

b 平成16年度以降、駅施設の同種工事（※）の設計の元請としての実績を有していること。

イ 施工企業

a 構成企業のうちの少なくとも1企業は、建設業法第3条第1項の規定による「建築一式工事」、「電気工事」または「機械器具設置工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

b 構成企業のうちの少なくとも1企業は、建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築工事一式」の総合評定点が1,100点以上、「電気工事」または「機械器具設置工事」の総合評定点が1,000点以上であること。

c 資格者名簿に登録されていること。

d 構成企業のうちの少なくとも1企業は、平成16年度以降、駅施設の同種工事（※）の元請としての施工実績を有していること。

ウ 工事監理企業

a 資格者名簿に登録されていること。

b 平成16年度以降、駅施設の同種工事（※）の設計又は工事監理の実績を有していること。

※ 本事業における同種工事とは、普通鉄道（JR、大手私鉄、公営鉄道に限る。以下同じ）の鉄道駅において、駅の新設工事または大規模改修工事を、元請として施工した工事をいう。ただし、補修工事及び現在施工中の工事にかかるものを除く。また、共同企業体での構成員として施工したものは実績に含めない。

(4) 同一企業による複数業務の担当についての要件

構成企業は、「入札説明書 第2 5 事業内容」のうち、複数業務を担当できるものとする。

(5) 構成企業以外の企業への再委託

構成企業は、「入札説明書 第2 5 事業内容」のうち、「設計」、「工事業務」、「工事監理」は、業務の一部に限って、構成企業以外の企業に再委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を構成企業以外の企業に再委託する、又は請け負わせることができないものとする。構成企業以外の企業に業務の一部を再委託し、又は請け負わせようとする場合には事前に市の承諾を得るものとする。

なお、「工事業務」に関しては、建設業法第22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守すること。

(6) 参加表明書等の受付日以降の取扱い

参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加表明書等の受付日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。

ア 参加表明書等の受付日から落札者決定時までの間に、入札参加者の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該構成企業を含む入札参加者は原則として失格とする。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承諾した場合に限り、参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとする。

イ 落札者決定時から事業契約締結日までの間に、入札参加者の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は当該構成企業を含む入札参加者と契約を締結しないことができるものとする。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承諾した場合に限り、参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとし、市は変更後の入札参加者と契約を締結できるものとする。

5 総合評価に関する事項

総合評価は、落札者決定基準に従い、以下の計算式によって行う。

総合評価点 = 定量評価点 + 定性評価点

6 入札に必要な書類を示す場所

2の担当部局

7 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書による。

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和元年9月20日（金）～令和元年9月27日（金）午後5時 持参により提出すること。なお、表には「西神・山手線 新長田駅・名谷駅・西神中央駅 可動式ホーム柵の設計・施工・監理事業 入札参加表明書等在中」と朱書きすること。
提出場所	2の担当部局

9 事業提案書類等提出の日時及び方法

提出期間	令和元年10月7日（月）～令和元年10月11日（金）午後5時 持参により提出すること。なお、表には「西神・山手線 新長田駅・名谷駅・西神中央駅 可動式ホーム柵の設計・施工・監理事業 事業提案書類等在中」と朱書きすること。
提出場所	2の担当部局

10 開札予定日時及び方法

日 時	令和元年10月11日（金）午後4時を予定
場 所	2の担当部局
方 法	入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとする。なお、当該入札では、入札参加者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行わない。

11 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 評価項目のうち「必須とする評価項目」については、落札者決定基準に示す最低限の要求要件（「必須の要求要件」という。）を全て満たしていること。（なお、必須とする評価項目について必須の要求要件を満たしていないもの（記載がない場合を含む。）は失格として取扱う。）
- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、定性評価点の高い者を落札者とし、更に定性評価点の同点である場合には、くじ引きにより落札者を選定する。

12 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月5日交規程第15号）第7条第2号の規定により免除する。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・ 入札参加表明書等提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える入札参加者が行った入札
- ・ 入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ・ 参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- ・ 委任状が提出されていない代理人の入札
- ・ 2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・ 入札者が他の入札参加者の代理をした入札
- ・ 入札者が談合した入札
- ・ 記名押印を欠いた入札
- ・ 入札金額を訂正した入札
- ・ 入札金額又は事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ・ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札

- ・ 電送及び電話による入札
- ・ その他入札に関する条件に違反した，又は執行者の指示に従わなかった者の入札

教 育 委 員 会

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 2 日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第 6 号

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則

神戸市立幼稚園園則（昭和 23 年 12 月教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中，

「

垂水区	下畑台 つつじが丘 名谷	名谷きぼうの丘，青山台こぼと，たるみ，奥の池，小束山
	塩屋北 塩屋 東垂水 乙木	青山台こぼと
	千鳥が丘 高丸 千代が丘 垂水 霞ヶ丘 東舞子 西脇（清水が丘 1 — 3，南多聞台 3（7・8 番）） 舞子 西舞子 神陵台（南多聞台 1（9 番を除く。）・2・3（1—6 番）・4（5—15 番）・5・6）	たるみ，奥の池
	福田	青山台こぼと，たるみ，奥の池
	西脇（神陵台 5，南多聞台 1（県営明舞住宅），西脇 1・2） 多聞台 神陵台（神陵台 1・2（1 番）・3・4・6）	奥の池，小束山，いかわ

西脇（本多聞1） 多聞東 多聞南 本多聞	たるみ，奥の池，小 束山
舞多聞	奥の池，小束山
小束山	小束山

」を，

「

垂水区 下畑台 つつじが丘 名谷	名谷きぼうの丘，青 山台こぼと，たるみ， 小束山
塩屋北 塩屋 東垂水 乙木	青山台こぼと
千鳥が丘 高丸 千代が丘 垂水 霞ヶ丘 東舞子 西脇（清水が丘1—3，南多聞台3（7・8 番），本多聞1） 舞子 西舞子 神陵台（南多聞台1（9番を除く。）・2・3 （1—6番）・4（5—15番）・5・6） 多聞東 多聞南 本多聞	たるみ，小束山
福田	青山台こぼと，たる み
西脇（神陵台5，南多聞台1（県営明舞住宅）， 西脇1・2） 多聞台 神陵台（神陵台1・2（1番）・3・4・6）	小束山，いかわ，た るみ
舞多聞，小束山	小束山

」に

改め，同表西区の項中，

「

長坂 神陵台（伊川谷町（有瀬（神明第三次ハイツ開発区域及び県営伊川谷第 2 高層住宅）））	奥の池，小東山，いかわ
--	-------------

」を

「

長坂 神陵台（伊川谷町（有瀬（神明第三次ハイツ開発区域及び県営伊川谷第 2 高層住宅）））	小東山，いかわ
--	---------

」に，

「

有瀬 伊川谷	奥の池，小東山，いかわ，玉津第二
-----------	------------------

」を

「

有瀬 伊川谷	小東山，いかわ，玉津第二
-----------	--------------

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 3 年 3 月 31 日までに入園する者のうち，直前の 4 月 1 日時点の年齢が 5 歳の者が入園できる幼稚園については，なお従前の例による。